

「相続とその前後の対応」

相続は、その方が亡くなること（相続発生）によってスタートします。従って相続発生後は、相続税が課税されるケースでは、相続申告上の対策を行うことは出来ません。（要件に該当すれば配偶者控除、小規模宅地の評価減等を用いることはできますが、これは対策ではなく技術的な対応です。）遺産分割に重きが置かれ、申告・納税はその次という傾向が見受けられますが、遺産分割する際にどれだけの税金負担となるのかは非常に重要ですので、切り離しては考えられません。その中で亡くなられた方の遺志を尊重し、どのように引き継いでいくかを考えていくことが残された方の使命です。そして引き継いだ方が次の相続に向けて準備し、次の相続を円滑に行える環境を整えるのです。相続とはこの繰り返しと書いていいでしょう。言わばリレーのバトンタッチと同じです。主体（相続される方）は変わりますが、目的は一緒ということです。つまりチームプレーが大切なのです。このことを頭に置き、相続前、相続発生後、引継ぎ後にどのような行動を取るべきかを考えていただければ、そのバトンタッチは長く続くことでしょう。

前後の対策については、公正証書遺言書を作成し、道筋をつけた上で、生前贈与等を活用し、残された方の負担軽減を考えていくのが宜しいでしょう。その為に生命保険・小規模共済等を活用してください。ただ、大きな税制改正を控えておりますので、あまり極端な対策は避けた方が宜しいでしょう。